

分科会の趣旨

3.11 東日本大震災の発生以降、様々な地域において大きな地震の連動発生や異常気象による自然災害がもたらす被害が一段と危惧されている。また、交通事故や不審者犯罪をはじめとして子どもが被害者となる事故・事件の発生、さらには、新しい感染症や児童虐待、携帯電話やインターネットに関わる犯罪といった新しいリスクの顕在化等、子どもたちを取り巻く危機的状況は多様化し深刻さを増している。

こうした現状において、学校には、安心・安全な教育環境を確保するとともに、安全に関わる知識、危険予測・回避能力等を子どもたちに育んでいく安全教育に取り組むことが求められている。加えて、子どもたちに予測できない事態が起こった時、当面する課題に向き合い、自ら判断し行動できる力を身に付けることができるようにすることも求められている。

そのため、校長は、組織的かつ計画的に組み立てた教育活動を基盤に、家庭・地域・関係機関と連携・協働を図りながら、子どもの命を守るための諸課題に適切に対応していかなければならない。本分科会では、子どもたちの安心・安全を確保し、家庭・地域・関係機関と連携し対応する体制づくりや命を守る防災教育・安全教育を推進するための具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 自ら判断・行動できる子どもを育てる防災教育・安全教育の推進

学校は子どもたちが安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。そこで、学校では、子どもの安全を確保するための防災・安全についての学習及び多様な訓練の機会を十分に確保する必要がある。さらに、「自分の命は自分で守る」「自ら判断して行動できる」といった視点を大切に、発達段階に応じた体験的学習を工夫し、危険予測・回避能力を育んでいくことが求められている。

このような視点から、子どもが主体性をもって災害や事件・事故等から自らの命を守る危険予測・回避能力をはじめ、自ら判断し行動できる力を身に付けることができるための防災教育・安全教育を推進するために校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 家庭・地域等との連携を図った組織的かつ計画的な防災教育・安全教育の推進

学校は、子どもの安全を確保するために最大限の努力をすることが求められている。しかし、学校だけの取組では、課せられた役割を全うするのに限界があり、家庭・地域・関係機関との連携や協働がより重要となってくる。

そこで、次世代の地域防災の担い手となる子どもたちが、自らの安全は自らの力で守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」の考え方を理解し行動できるよう、学校・家庭・地域がそれぞれ役割を明確にして協力していく必要がある。さらに、地域全体の防災力向上のため、地域と連携した取組の推進が必要となる。

このような視点から、家庭・地域等との連携を図った組織的かつ計画的な取組を推進するために校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第9分科会 「学校安全」

研究課題 「命を守る防災教育・安全教育の推進と校長の在り方」

1. 「研究課題」のもつ今日的課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

学校をはじめとして、家庭や社会生活における事故、誘拐や傷害などの犯罪による被害、交通事故、自然災害、原子力災害、ネットトラブルなど、多くの危険が子どもたちを取り巻いている。特に、地震や台風、局地底大雨などによる重大な自然災害の発生が懸念される。学校安全が取り組むべき課題は、緊急かつ重要である。

学校安全は、「安全教育」「安全管理」「組織活動」の3つの主要な活動から構成され、「生活安全」・「交通安全」・「災害安全(防災)」の3つの領域からなっている。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、児童生徒等が不審者等により危害を加えられる事件も少なくないことから、誘拐や傷害などの犯罪被害防止も重要な内容の一つとなっている。「交通安全」は、様々な交通場面における危険と安全が対象である。「災害安全(防災)」には、地震、津波、火山活動、風水(雪)害のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も含まれている。学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養うことが求められている。安全教育は、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要であり、特に、子どもの安全を確保するためには、子ども自身に危険を予測し、危険を回避する能力を養成するよう実践的な安全教育を推進する必要がある。

防災教育には、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力・判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする側面がある。また、一方で、当面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に引き上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う側面もある。防災教育は、児童生徒等の発達段階に応じ、この2つの側面の相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われる。

各学校においては、子どもの時期から自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」等を身に付けさせるために、学習指導要領に基づき関連教科や特別活動など学校の教育活動全体を通じて、防災教育をはじめとした安全教育への取組を行う必要がある。また、自然災害等を想定した避難訓練や地域住民・関係機関等と連携した避難所運営訓練を実施するなど、知識のみならず実践的な防災教育も重要となっている。

次世代の地域防災の担い手となる子どもたちが、自らの安全は自らの力で守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」の考え方を理解し行動できるよう、学校・家庭・地域がそれぞれ役割を明確にして協力していく必要がある。さらに、地域全体の防災力向上のため、地域と連携した取組の推進が必要となる。

校長は、防災教育・安全教育の目標を実現するために基本的な方針を明らかにして指導計画を立て、意図的、計画的に推進していくとともに、校内での協力体制を確立し、家庭や地域の関係機関・団体等と密接に連携を図っていかなければならない。

2. 「研究主題」を究明する視点

(1) 自ら判断・行動できる子どもを育てる防災教育・安全教育の推進

- ・安全に関する基礎的・基本的な知識・技能の確かな習得を図る学習指導の推進
- ・基礎的・基本的な知識・技能を活用した危険予測・危険回避能力の育成

(2) 家庭・地域等の連携を図った組織的かつ計画的な防災教育・安全教育の推進

- ・家庭や地域の関係機関・団体等と密接に連携を図るための意図的・計画的な取組の在り方
- ・家庭や地域の関係機関・団体等との連携を図った具体的な取組の推進

3.分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

「学校保健安全法」

平成21年4月 改正施行

第3章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第26条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第29条第3項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合（同条第1項及び第2項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第30条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

平成22年3月 文部科学省

地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集

平成23年3月 文部科学省

学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き

平成24年3月 文部科学省

1. 安全に関する教育の充実方策

- 学校に求められる役割として第一に挙げられるのは、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体において行われる総合的な安全教育によって、児童生徒等自身に安全を守るための能力を身に付けさせることである。
 - ）日常生活における事件・事故、自然災害などの現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在や将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにすること
 - ）日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようにすること
 - ）自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにすること などについて、発達の段階に応じて、児童生徒等の能力を育むことが求められている。
- 事件・事故災害に対し、自ら危険を予測し、回避するためには、知識とともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる力を身に付けることが必要である。そのためには、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成する教育が必要である。このため、安全教育を各教科等における学習活動としてのみならず、学校の教育活動全体の中で捉え、総合的に実施していくことが重要である。
- 進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける教育を進めていくべきあり、自助だけでなく、共助、公助（自分自身が、社会の中で何ができるのかを考えさせること等も含む）に関する教育も重要である。その上で、家族、地域、社会全体の安全を考え、安全な社会づくりに参画し、自分だけでなく他の人も含め安全で幸せに暮らしていく社会づくりを目指すところまで安全教育を高めていくことが望ましい。
- 災害安全について、支援者となる視点からの防災教育が非常に重要である。特に、発達の段階に応じて社会に貢献し、災害時に自ら行動するための安全教育を行うことが必要である。

第2期教育振興基本計画

第2部 3 成果目標7 安全安心な教育研究環境の確保 平成25年6月14日閣議決定

成果目標7（安全・安心な教育研究環境の確保）

子ども・若者等が安全・安心な環境において学習・研究できるようにするため、学校等施設の耐震化、防災機能強化等の教育研究環境の整備を図るとともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒等の安全を確保する。

【成果指標】 <主として初等中等教育関係>

学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少、死亡する児童生徒等のゼロ化
子どもの安全対応能力の向上を図るための取組が実施されている学校の増加

<5年間ににおける具体的方策>

基本施策19 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保

【基本的考え方】

- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなることから、学校施設の耐震化や非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進する。
- また、学校においては、安全の確保を保障するとともに、児童生徒等がその生涯にわたり自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められることから、国公立を問わず、

学校安全の推進に関する計画に基づき、主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育や学校における組織的取組の推進，地域社会，家庭との連携の強化等を図る。

【主な取組】

１９－２ 学校安全の推進

- ・ 生活安全・交通安全・災害安全の三つの領域を通じて，危険に際して自らの安全を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成し，共助・公助の視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるための教育内容の充実や教育手法の改善・普及を図る。
- ・ 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理，防災教育のための指導時間の確保など，防災に関する教育の充実を図る。
- ・ 国公私を問わず，関係部局や地域住民・保護者と連携した学校の施設・設備の安全点検等を含む学校安全計画及び危険等発生時対処要領の改善を促すとともに，学校安全の中心的役割を果たす教職員に対する研修の充実，外部専門家等の活用促進等を通じて安全管理体制の充実を図る。また，スクールガード・リーダーを活用した保護者や地域のボランティアの養成・研修の促進等により地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全を推進する。
- ・ 特に 通学路について 関係府省が連携し 学校や教育委員会道路管理者警察等の関係機関による交通安全の確保に関する取組が現場で進むよう促す。また，安全点検をはじめとする取組を推進するに当たっては，保護者や地域住民などの関係者との連携も推進する

平成 27 年度 文部科学白書 2015

第 2 部 第 4 章 第 11 節 3 学校安全の推進

平成 28 年 8 月 7 日

第 2 期教育振興における関連成果指標

成果目標 7（安全・安心な教育研究環境の確保）

【成果指標】

- 学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少・死亡する児童生徒等のゼロ化
- 子供の安全対応能力の向上を図るための取組が実施されている学校の増加

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

- 学校安全計画の中に児童生徒等に対する安全指導の内容を盛り込んでいる学校の割合は 94.4%（平成 25 年度）
- 学校保健に係る教職員の資質・能力向上，退職養護教諭や学校医等の活用，家庭・地域との連携などにより，保健教育・保健管理をより一層推進することが必要である。
- 安全教育の充実に関する成果についての周知・徹底，安全教育を系統的に指導できる時間を確保するための検討，安全教育に関する教職員の研修等の充実などが必要である。

3 学校安全の推進（抜粋）

（１）子供の安全に関する総合的な取組

「学校保健安全法」では，学校安全を取り巻く今日的な課題に対して学校全体としての取組体制を整備充実させるために，学校の施設・設備の安全点検，日常生活における安全に関する指導などを含めた学校安全計画の策定・実施や危険等発生時の対処要領の作成など学校安全に関する規定が充実されました。また，学校のみでは解決が難しい課題にも対応できるよう，地域の関係機関との連携の推進に係る努力義務が規定されました。

また，同法に基づき，平成 24 年 4 月に国としての「学校安全の推進に関する計画」を策定し，各学校における安全に関する取組を総合的かつ効果的に推進しています。

(2) 学校での子供の安全確保の充実

学校は児童生徒等が安心して学習を行うことが求められる場所であり、学校においてその安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。このため、安全対策として実施する監視カメラや非常通報装置、自動体外式除細動器（AED）の設置などに関する経費に対して地方財政措置が講じられています。また、文部科学省では、教職員の校内研修や職員会議などで活用できる教職員向け学校安全資料を作成しています。このほか、学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して実施する通学路の交通安全対策を促すとともに、各地域における定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を促すなど、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進しています。

また、学校の管理下で発生した様々な事故の教訓を踏まえ、平成 26 年度から「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議を開催しており、今後同様のことが起こることのないよう、事故の再発防止と事故後の対応の在り方に関する指針を 28 年 3 月に取りまとめました。

なお、現下の国際テロ情勢が一段と厳しさを増している中、平成 28 年度に伊勢志摩サミット等が開催されることを踏まえ、各教育委員会等に対して、国際テロの脅威を認識した上での学校安全管理体制の充実を図るよう促しました。

(3) 地域ぐるみで子供の安全を守る環境整備

学校内のみでなく登下校時を含めた子供の安全を確保するためには、地域社会全体で子供の安全を見守る体制の整備が必要です。先進事例として、例えば、セーフティプロモーションスクールの取組が挙げられます。また、文部科学省では、平成 17 年度から学校安全ボランティアを活用した地域ぐるみの学校内外における子供の安全を見守る体制の整備に努めています。例えば、警察官 OB 等 がスクールガード・リーダーとして学校を巡回したり、学校安全ボランティアに対して警備のポイントなどを指導したりするなどの各地域における子供の見守り活動に関する取組を支援しています。

(4) 実践的な安全教育の充実

平成 23 年度から 25 年度にかけて全面実施されている小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領では、総則に安全に関する指導について新たに規定するとともに、体育科、保健体育科、特別活動など関連する各教科などにおいても指導の内容の充実を図っています。学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要です。特に、子供の安全を確保するためには、子供自身に危険を予測し、危険を回避する能力を養成するよう実践的な安全教育を推進する必要があります。このため文部科学省では、学習指導要領の改訂などを踏まえ、学校における安全教育の教職員用の参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成 22 年 3 月）、「『生きる力』を育む防災教育の展開」（25 年 3 月）の改訂を行いました。このほかにも、各種の教職員用の参考資料や教材を作成しています。

平成 26 年度には、防災教育をはじめとした安全教育が各学校において確実に実施されることが重要であるとの認識の下で、中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校安全部会において、安全教育に関する諸課題について審議し、教育課程全体の中で検討するに当たって 必要な視点に関する意見を取りまとめました。また、平成 24 年度から東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の指導方法の開発・普及等を行う実践的防災教育総合支援事業を実施し、27 年度からは、防災教育を中心として、交通安全、防犯を含めた「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」を実施し、各学校における防災教育をはじめとした実践的な安全教育を支援しています。